

## 施設基準について

### ■指定医療機関

保険医療機関

労災保険指定医療機関

生活保護法指定病院

難病及び傷痍慢性特定疾病に関わる指定医療機関

として指定されています。

### ■手術に関する設備基準の届出事項

緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）

緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））

短期滞在手術等基本料1

### ■電子的診療情報連携体制整備加算3

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様によりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。当院を受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

尚、公費負担受給者証については必ず原本をお持ちください。

また医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

### ■一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配ごとがございましたら、お気軽に医師にご相談ください。

### ■外来・在宅ベースアップ評価料（1）

当院では、患者様により質の高い医療を提供し、安心して受診していただける環境を整えるため、診療報酬改定に基づく「ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料によりいただく収益は、当院に勤務する医療従事者の給与ベースアップ等の処遇改善に全額充当し、人材確保と医療サービスの維持・向上に努めてまいります。

いなとみ眼科  
院長：稲富 周一郎